

浜松市幼稚園型一時預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業のうち、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 実施主体は、市内の私立幼稚園又は私立認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）とする。

(実施場所)

第3条 実施場所は、私立幼稚園等とする。

(実施時間)

第4条 事業の実施時間は、事業を実施する私立幼稚園等における平日の教育時間の前後や、長期休業日、土曜日、日曜日及び国民の休日等において実施主体が定める。

(対象児童)

第5条 事業の対象児童は、主として私立幼稚園等に在籍する満3歳以上の児童で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者の就労、職業訓練、就学等により、一時的に家庭での保育が困難となる児童
- (2) 保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭での保育が困難となる児童
- (3) 保護者の育児等に伴う心理的・身体的負担を軽減する等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた児童

(要件等)

第6条 事業を実施する場合は、規則第36条の35第2号の規定を遵守するとともに、当該私立幼稚園等の在籍園児以外の児童を受け入れる場合は、当該児童が利用している時間において専任の職員配置を行うこと。

(補助金)

第7条 市長は、事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

(事業利用の申出)

第8条 事業を利用しようとする児童の保護者は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、幼稚園型一時預かり事業利用申出書により、利用しようとする私立幼稚園等の施設長に申し出なければならない。

- (1) 第5条第1号に規定する児童

当該年度の利用しようとする月の初日の前日（その日が休業日に当たるときは、その前日）

(2) 第5条第2号から第4号までに規定する児童

当該年度の利用しようとする月の初日の前日または利用しようとする日の前日（その日が休業日に当たるときは、その前日）。ただし、特別の事由があると認められるときは、事後に提出することができる。

（利用料の負担）

第9条 当該事業を利用した児童の保護者は、当該私立幼稚園等が定める利用料を、施設長の定める日までに施設長に納入しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。